

令和8年度

ポイント

税制改正の

よくわかる解説付き

速報版



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

はじめに

本資料は財務省「令和8年度税制改正の大綱(令和7年12月26日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人



07

その他

自動車関係諸税の課税(エコカー減税等)



- ① 「自動車重量税のエコカー減税」について、燃費性能に関する要件の見直しを行った上で適用期限が2年延長されます。
- ② 自動車税、軽自動車税における環境性能割が廃止され、現行の種別割が自動車税、軽自動車税となります。
- ③ 自動車税及び軽自動車税に対する「グリーン化特例」の適用期限が2年延長されます。

①「自動車重量税のエコカー減税」の見直し

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置(いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」)について、区別別に要件の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されます。

乗用車の要件改正の場合は次の通りです。

減免区分	改正(前)	改正(後)
免税	令和12年度燃費基準を達成	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上
50%	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上
25%	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が85%以上

②環境性能割の廃止

- ・ 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止されます。
これに伴い、現行の自動車税種別割を自動車税とし、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とします。
- ・ 令和8年3月31日までに取得した自動車に係る自動車税環境性能割又は軽自動車に係る
軽自動車税環境性能割については、従前の例によるなど、所要の措置が講じられます。

現行の自動車税及び軽自動車税



③「グリーン化特例」の延長

現行のグリーン化特例について、適用期限が2年延長されます。

- ・ 自動車税のグリーン化特例(軽課) 電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車
- ・ 自動車税のグリーン化特例(重課) ガソリン車(13年超、ハイブリッド車は含まない)、ディーゼル車(11年超)
- ・ 軽自動車税のグリーン化特例(軽課) 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車



—



- ・「エコカー減税」については、適用期間が令和10年4月30日まで延長されます。
- ・「グリーン化特例」については、適用期間が令和10年3月31日まで延長されます。

国際観光旅客税の引き上げ



国際観光旅客税の出国1回あたりの税率が引き上げられます。

オーバーツーリズム対策の強化やアウトバウンド施策の充実をはじめとした観光施策に必要となる財源を確保するため、次の通り国際観光旅客税の税率が引き上げられます。

改正（前）	改正（後）
出国1回につき1,000円	出国1回につき3,000円

【国際観光旅客税の概要】

- ・ 納税義務書：航空機又は船舶により出国する一定の者(国際観光旅客等)
- ・ 徴収・納付：
 - ① 国際旅客運送事業を営む者による特別徴収
国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付
 - ② 国際観光旅客等による納付(プライベートジェット等による出国の場合)
①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付



令和8年7月1日前に締結された一定の運送契約に基づく同日以後の出国については、改正前の税率(1,000円)が適用されます。

適用時期

令和8年7月1日以後の出国に適用されます。

暫定税率廃止



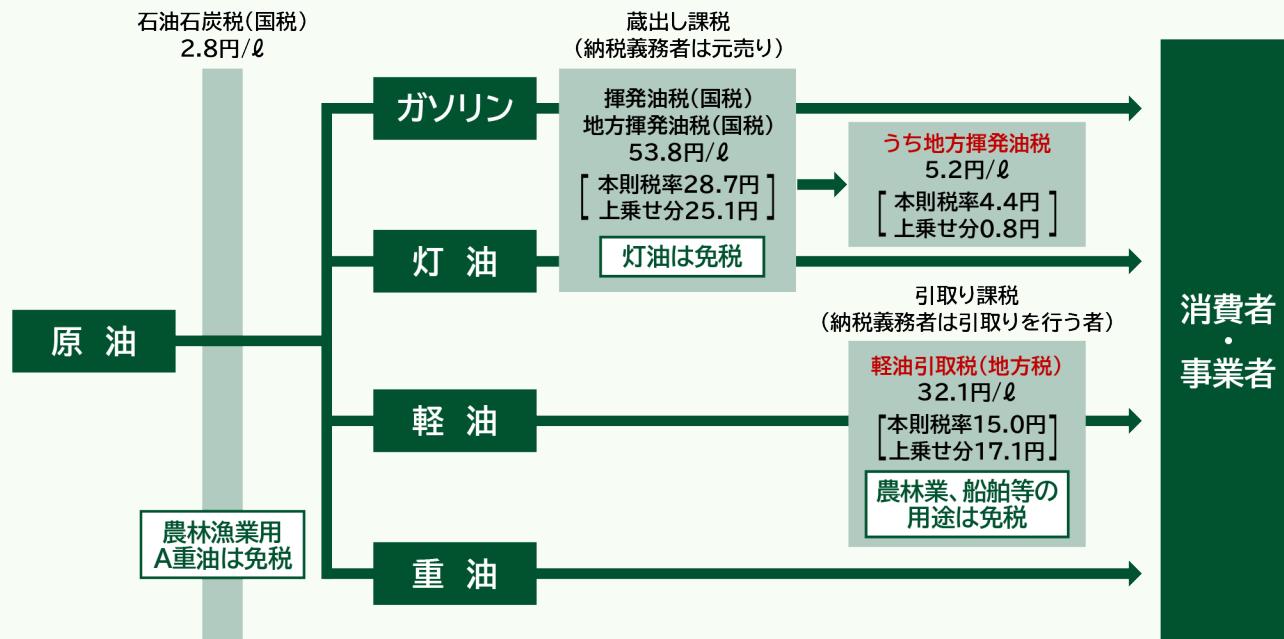
ガソリン・軽油引取税の暫定税率について、財源確保、流通への影響や地方財政への配慮等に加え、運輸事業振興助成交付金の取扱い等の軽油引取税に特有の実務上の課題に適切に対応したうえで、**暫定税率が廃止**されます。

【改正前】

- ガソリンについては一般消費者、事業者へ渡るまでに、揮発油税(国税)及び地方揮発油税(国税)の本則税率28.7円と暫定税率(上乗せ分)25.1円が課せられており、軽油の場合は、軽油引取税(地方税)として本則税率15.0円と暫定税率(上乗せ分)17.1円の税率が設定されておりました。

【改正後】

- ガソリン・軽油ともに暫定税率(上乗せ分)が廃止され、揮発油税(国税)及び地方揮発油税(国税)については本則税率のみとなります。
- 暫定税率廃止に伴う経過措置として、暫定税率相当額の補助金が交付される予定です。



—

適用時期

ガソリン税(25.1円)の暫定税率は令和7年12月31日、
軽油引取税(17.1円)の暫定税率は令和8年4月1日に
廃止されます。

固定資産税、不動産取得税の免税点の見直し



固定資産税及び不動産取得税の課税標準額の免税点がそれぞれ引き上げられます。

【固定資産税】

	改正（前）	改正（後）
家屋に係る固定資産税	20万円	30万円
償却資産税	150万円	180万円

【不動産取得税】

	改正（前）	改正（後）
土地	10万円	16万円
建築により取得する家屋	1戸につき23万円	1戸につき66万円
その他の方法により取得する家屋	1戸につき12万円	1戸につき34万円



—

適用時期

固定資産税の免税点に係る改正は、令和9年度以後の年度分について適用されます。